

複合積金規定 (ジャスト1万)

1. (掛金の払込み)

複合積金(以下「この積金」といいます。)は、証書面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳を持参してください。

2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、明細面記載の各満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (給付補てん金等の計算)

(1) この積金の給付補てん金は、証書面記載の各給付契約金と各掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書面記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ この計算の単位は1円とします。

4. (規定の追加および読替規定)

この積金はこの規定および「定期積金規定」により取扱います。

以 上